○事務局長 皆様ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は1名の方から欠席届が出ており、1名の方が若干遅れて来られますが、会議規則第6条の規定により、過半数の出席をいただいておりますので会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和4年度第3回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして会長ご挨拶をお願いいたします。

## **〇会長** (会長挨拶)

- **〇事務局長** ありがとうございました。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会 の議長となり議事を整理するとなっておりますので、これから先はよろしくお願いいたし ます。
- ○議長 それでは座らせていただいて、議事を進めさせていただきます。日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に 6 番委員、8 番委員を指名いたします。よろしくお願いします。それでは日程第 2、議案第 6 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。
- ○事務局長 それでは、A4の横版を見ていただきたいと思います。そちらの1ページになります。日程第2、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてです。下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可・不許可についての意見を決定するものとするものでございます。今回は7件出てまいっております。

(7件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 続きまして事前調査の報告をお願いいたします。5番委員。

**〇5番委員** 議案第6号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回7件 の申請がありましたが、5月12日に5番委員、11番委員、12番委員で調査をいたしまし た。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域 外農地となっておりまして、対価○円、10a 当たり○円による所有権移転となります。許可 の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する、不許可の要件には該当せず、許 可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。続 けて報告いたします。番号2の申請につきまして、先ほど説明された箇所になりますが、 農振農用地区域外農地となっておりまして、対価○円、10a 当たり○円による所有権移転と なります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には 該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でござ いました。続きまして番号 3 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、 農振農用地区域内農地となっておりまして、対価〇円、10a 当たり〇円による所有権移転と なります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には 該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でござ いました。番号4の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用 地区域内農地となっておりまして、番号5の農地との交換による所有権移転となります。 許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件に該当せず、許 可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。続 きまして、番号5の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用 地区域外農地となっておりまして、番号4の農地と交換による所有権移転となります。許 可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件に該当せず、許可 要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。番号6

の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっておりまして、対価○円、10a 当たり○円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。番号7の申請につきましては、先ほど説明された箇所でありますが、農振農用地区域内農地となっておりまして、対価○円、10a 当たり○円による所有権移転になります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上です。

- ○議長 ただいま、事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について皆さん方何かご意見はございませんか。13番委員。
- **○13 番委員** 番号 4 と 5 の交換ですけれども、面積がかなり違いますけれども条件とか発生しない交換なのでしょうか。
- **○事務局長** 面積は違いますけれども、両者の自宅のほうに農地を寄せるっていうような利点がありますので、金額的には発生せずに交換をしたいということで、申請がありました。
- ○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、 ご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続き まして日程第3、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定 についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。
- ○事務局長 それでは、10ページをご覧ください。日程第3、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてということで、下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可・不許可についての副申意見を決定するものでございます。今回は1件です。

(1件の申請について説明)

以上で説明終わります。

- ○議長 続きまして、事前調査の報告をお願いいたします。11番委員、お願いします。
- 〇11 番委員 では報告いたします。議案第7号、農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回、1件の申請がありましたが、5月12日に5番委員、11番委員、12番委員で調査いたしました。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で第1種農地となりますが、農地法施行規則第33条第4号による「住宅その他申請に関わる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」として立地条件を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思われますので、一般基準を満たしていると考えます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われます。以上で報告を終わります。
- ○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。14番委員。
- **〇14番委員** 担当地区のものですけれども、道と道の間は住宅がいっぱいありますけど、今度 初めて道の東側に建つものですから、問題がないならいいんですけど大丈夫なんですかね。
- ○事務局長 一応これについては県の許可になります。農地法第5条は町で副申意見の決定といたしまして、農業委員会の総会で決定をしましたら、県のほうへ許可申請を上げますけれども、周りに家が点々と建っておりますので、場所につきましては許可が大丈夫だろうということで話を進めております。以上です。
- ○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。続きまして、日程

第4、議案第8号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。なお、本件については議事参与の案件がございますので、4番委員は退席をお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、12ページをお開きください。日程第4、議案第8号、多良木町農用地利用 集積計画に対する意見決定について。令和4年第5回多良木町農用地利用集積計画を定め ることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、 5月6日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、 先ほど退席されました委員の集積計画についてご説明いたします。

## (議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

- ○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、原案どおり決定をします。それでは4番委員の入室をお願いいたします。それではその他の案件について事務局より説明をお願いいたします。
- **○係長** それでは、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えております。以上で説明を終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。何もございませんか。それではお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。それでは異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、

日程第 5、議案第 9 号、非農地証明願に対する判断についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは議案の13ページをご覧いただきたいと思います。日程第5、議案第9号、 非農地証明願に対する判断についてということで、下記内容のとおり非農地証明願があっ たので、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについての判断を行うもの とするものでございます。今回2件の申請が上がってきております。

(2件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

- ○議長 それでは事前調査の報告をお願いいたします。12番委員。
- ○12番委員 それでは、事前調査の報告をいたします。5月12日、5番委員、11番委員、12番委員と事務局より局長の4人で調査を行いました。番号1の申請につきましては、竹林となっており周りも木に囲まれ、長期間にわたり耕作されていない土地でした。なお、税務課の固定資産課税台帳を確認しましたところ、平成11年12月から約23年間山林課税がされております。よって、熊本県が定める非農地証明事務処理要領の非農地証明の基準の(3)ア「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な時」に該当し、農業振興地域整備計画の農用地区域内の土地、土地改良事業などの公共投資の対象となっている農地、集団性のある優良農地、全て非該当になりますので、農地法第2条第1項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。続きまして、番号2についてですが、現在は納屋が建っており一部は解体されて公民分館駐車場となっております。固定資産課税地目は宅地で、平成9年度から非課税となっております。農地法施行日の昭和27年10月20日以前から既に宅地であったものは、農地法の適用外となるため農地法の縛りがありません。現地調査を行ったところ納屋の棟上げが昭

和 28 年 4 月 2 日となっており、農地法施行から約半年が経過しておりますが、熊本県農業会議と協議をしまして、建物を建てる前に田に土を搬入し埋め固める作業等も必要なので、農地法以前に非農地であったと判断してよいのではないかとの協議結果でありました。よって、熊本県が定める非農地証明事務処理要領の非農地証明の基準の(1)「昭和 27 年 10 月 20 日農地法施行日以前から引き続き非農地であった土地」に該当すると思われますので、農地法条第 2 条第 1 項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上で報告を終わります。

- ○議長 ただいま、事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第6、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。
- ○係長 それでは、16ページ目をお開きください。日程第6、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和4年3月28日から令和4年4月25日までとなっております。

(内容説明)

以上報告を終わります。

- ○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら日程第6、報告第2号を終わります。続きまして、日程第7、報告第3号、許可不要転用届の報告についてを議題とします。本件について事務局より説明をお願いします。
- ○事務局長 議案の20ページをご覧いただきたいと思います。日程第7、報告第3号、許可不

要転用届の報告についてとなります。今回は1件です。

(内容説明)

議長

以上で報告を終わります。

- ○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何か質問はありませんか。ないようでしたら日程第7、報告第3号はこれで終わります。続きまして日程第8、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回の事前調査を6月9日、午前9時から行います。調査委員に6番委員、7番委員、13番委員を指名したいと思いますが、御三方よろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。事前調査を9日の午前9時から、総会を10日の午前9時から行いますがよろしいでしょうか。それではそのように決定をいたします。以上で本日提案された議案並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につ
- ○事務局長 お世話になりました。これをもちまして令和4年度第3回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。

委員

きましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていだくことをご了承ください。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

委員			書記	